第 13 章　監督処分・罰則

1節　宅建業者に対する監督処分

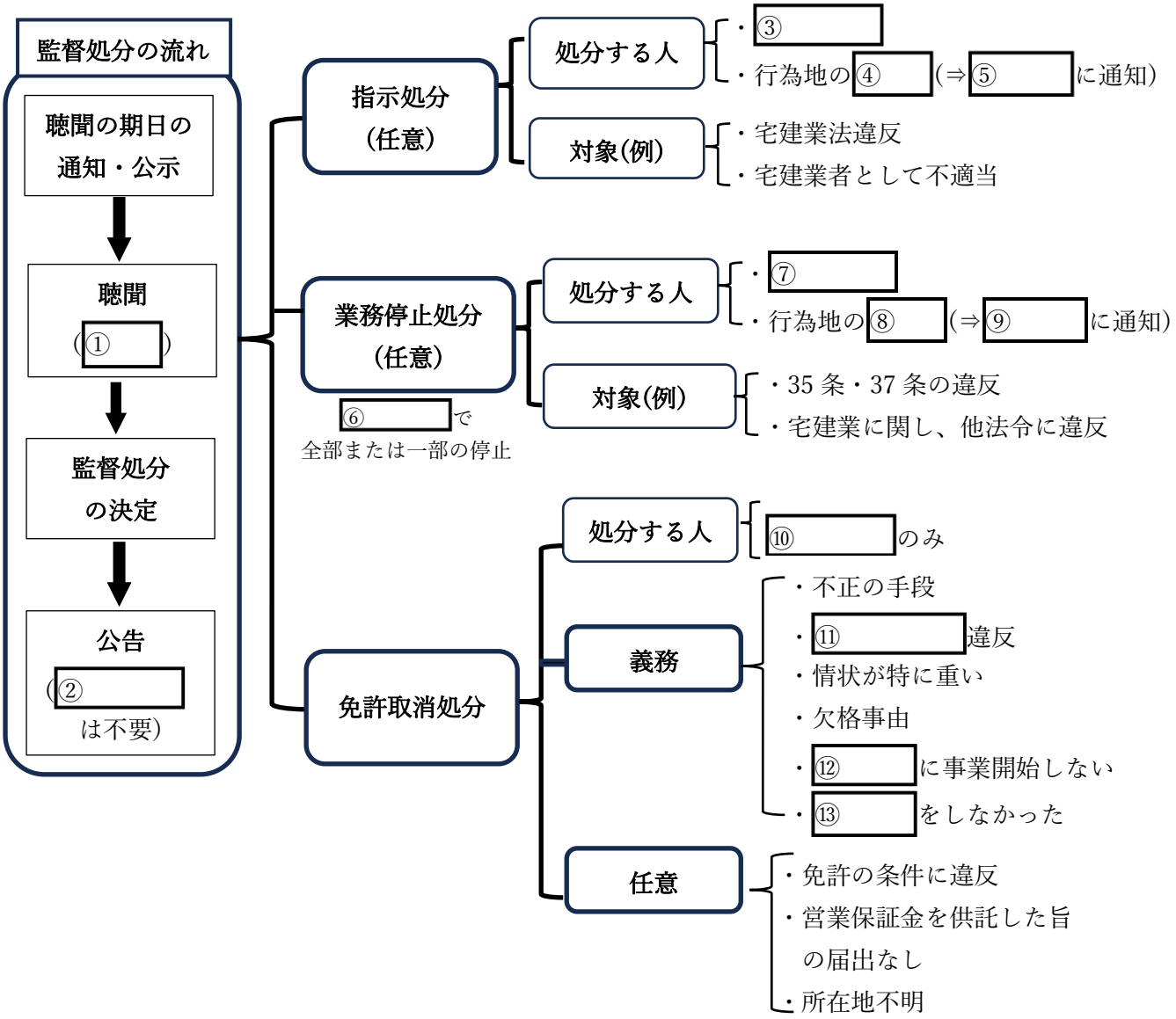

【答え】１節　宅建業者に対する監督処分

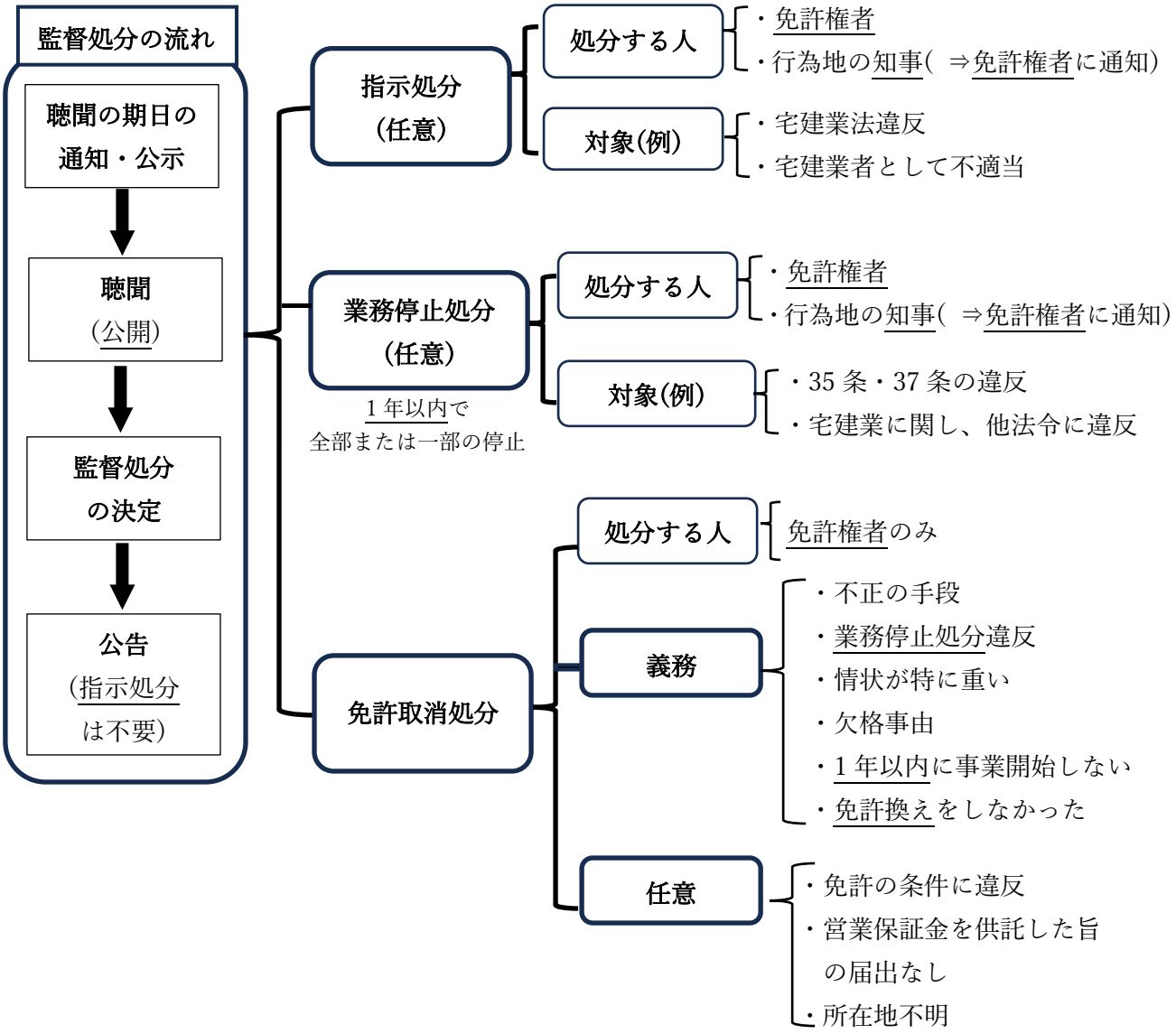

【思い出す】解答を見ずに次の説明をしてみよう。

1. 監督処分の流れを説明せよ。また、公告が不要な処分は何か。
2. 指示処分、業務停止処分、免許取消処分をすることができる者は誰か。
3. 業務停止処分とはどういう処分か
4. 免許取消処分の必要的取消事由(取消し義務がある事由)をいくつか挙げよ。

2節　宅建士に対する監督処分

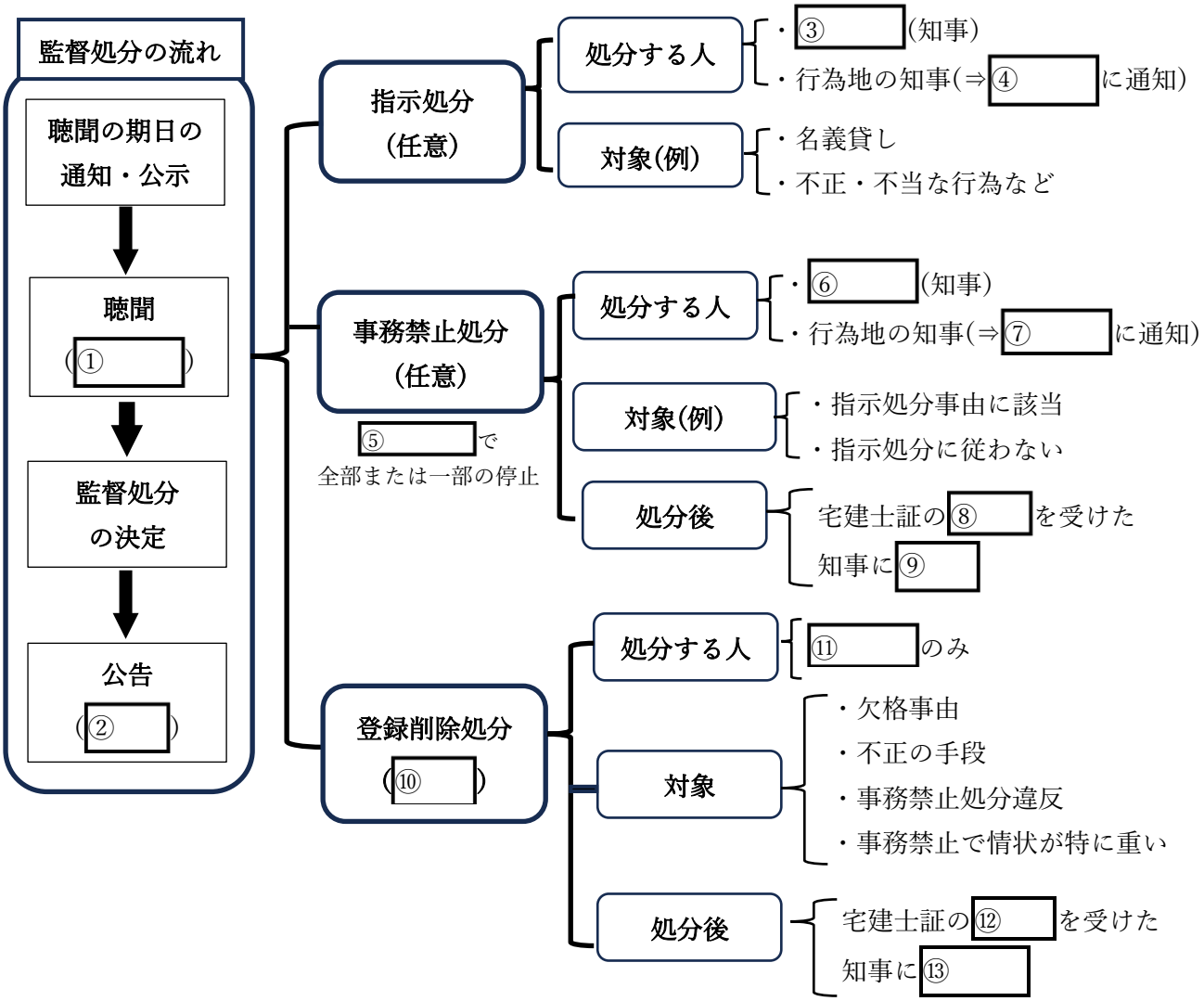

【答え】2節　宅建士に対する監督処分

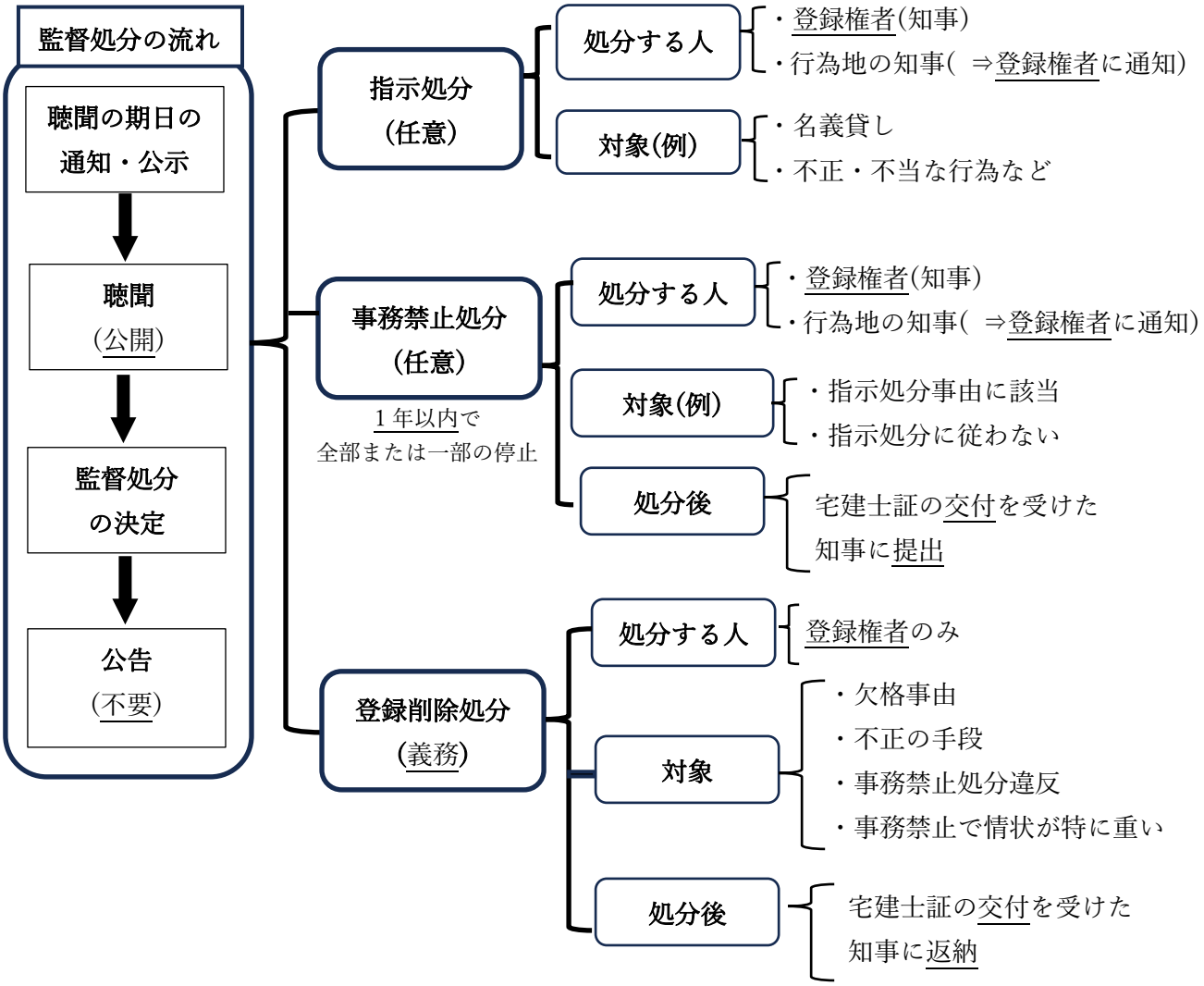

【思い出す】解答を見ずに、次の説明をしてみよう。

1. 宅建士への監督処分に公告は必要か。
2. 指示処分、事務禁止処分、登録削除処分をすることができる者は誰か。
3. 宅建士証の交付、返納の違いを説明せよ。
4. 登録削除処分をしなければならない事由をいくつか挙げよ。

3節　指導・助言・勧告および立入検査

○宅建業者に対して

国土交通大臣は①　　に対して、

また、都道府県知事はその管轄する都道府県の宅建業者に対して以下のことができる。

・②

・業務に対して必要な③　　を求めること、事務所への④　　。

○宅建士に対して

国土交通大臣は、⑤　　に対して、

一方、知事は、その登録を受けた宅建士およびその都道府県区内で⑥　　に対して、

必要があると認められる場合には、その事務について必要な⑦　　を求めることができる

【答え】3節　指導・助言・勧告および立入検査

○宅建業者に対して

国土交通大臣は全ての宅建業者に対して、

また、都道府県知事はその管轄する都道府県の宅建業者に対して以下のことができる。

・指導・助言・勧告

・業務に対して必要な報告を求めること、事務所への立入検査。

○宅建士に対して

国土交通大臣は、全ての宅建士に対して、

一方、知事は、その登録を受けた宅建士およびその都道府県区内で事務を行う宅建士に対して、

必要があると認められる場合には、その事務について必要な報告を求めることができる